



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜伝染病発生の報告（畜産課） 1
- 市営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 村営土地改良事業施行の適当の決定・2件（村づくり計画課） 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） ... 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・5件（県民生活課） 3
- 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告（県民生活課） 4
- 開発行為に関する工事の完了・5件（南部土木事務所） 5

その他

- 行政書士試験の実施 6

告 示

沖縄県告示第456号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1戸1頭	南城市	平成19年6月25日

沖縄県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、石垣市長から協議のあった石垣北部地区土地改良事業（農業用道路・農用地保全）の施行について、平成19年7月4日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年7月18日から同年8月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、北大東村長から協議のあった北第二地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成19年7月4日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年7月18日から同年8月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 北大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南大東村長から協議のあった秋葉地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成19年7月4日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年7月18日から同年8月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 南大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第460号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 認定を受けた者の所在地及び名称 読谷村字儀間310番1 株式会社沖縄うみの園 代表取締役 勝野 浩幸及び那覇市久茂地3丁目21番1号 株式会社國場組 代表取締役 國場幸一
- 2 公告認定対象区域 読谷村字儀間片江原465番地ほか642筆
- 3 公告対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造 別紙認定計画書のとおり（「別紙認定計画書」は、省略し、沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。）
- 4 認定年月日及び指令番号 平成19年7月4日 沖縄県指令土第623号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年9月5日まで縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年7月5日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人とおとーとーだいじょうぶ
- 3 代表者の氏名 又吉亜成
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市宇字茂佐1765番地名護療育園内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある人及びその家族が、みんなが住んでいる街の中で、地域住民の一人として誇りを持ち、胸を張って生きる事ができるように福祉に関する事業を行う。また、どんな障がいをもっていても、地域の人々と相互に交流し理解を深め、扶助し合える環境をつくる活動を行い、人にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年9月6日まで縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成19年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ナインプロモーション沖縄
- 3 代表者の氏名 宮城亮
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市中央四丁目1番5号B1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県沖縄市を活動の拠点とし、沖縄の環境問題に身近なところから取り組み、発展・保全に努める。また青少年・少女の健全育成に関するスポーツを中心とした様々な活動を通して、まちづくりや人材育成をはかりながら地域共同体の発展に寄与すること、次世代を担う競技者・指導者の育成を図り沖縄県全体のスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年8月14日まで縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成19年6月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県都市住環境センター
- 3 代表者の氏名 末吉則子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市三原2丁目1番30号ゴールドシャトー島袋2-A
- 5 定款に記載された目的 この法人は沖縄県内の住宅や商業ビルなど建築物の屋上や壁面の緑化で環境の改善に寄与する事業を行い、又は環境改善機器の普及等を通じて地球環境改善に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年8月28日まで縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成19年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人浅茅の里
- 3 代表者の氏名 大城行平
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市宮里一丁目6番23号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者に対して、介護サービスに関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年9月3日まで縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あごらびあ
- 3 代表者の氏名 上地和美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市宇松川445番地の2
- 5 定款に記載された目的 この特定非営利活動法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、まちづくりの推進を図る情報発信や講演会等による普及啓発を通して、地域との交流を図り、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年8月27日まで縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人那覇市体育協会
- 3 代表者の氏名 石川秀雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市宇識名1227番地（那覇市民体育館内）
- 5 定款に記載された目的 この法人は、那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーション（以下「スポーツ等」という。）の普及・振興を図り、那覇市の体育文化の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年9月10日まで縦覧に供する。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エイブルサポートつばさ
- 3 代表者の氏名 喜屋武真司
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市楚辺2丁目24番24号ケイズコート201号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、重度障がい者が住み慣れた地域で心豊かに生きていけるための生活支援を行い、また情報発信と交流を通して、地域の人々が障がい者に対するより一層の理解を深め、ともに協力し助け合っている場づくりに取り組むことによって、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の営業所及び事務所の所在地並びに所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成19年7月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 商号又は名称 マックスファイナンス
- (2) 氏名又は代表者の氏名 大嶺雅光
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市山下町10-17上原アパート1階
- (4) 登録番号 沖縄県知事(4)第02603号
- (5) 登録年月日 平成17年5月10日
- 2 (1) 商号又は名称 空
- (2) 氏名又は代表者の氏名 普天間寛
- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県南城市大里字大城835
- (4) 登録番号 沖縄県知事(1)第03955号
- (5) 登録年月日 平成17年9月1日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年7月17日

沖縄県南部土木事務所長 伊 波 興 静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年2月9日 沖縄県指令南土第1531号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波32番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字小禄1338番地パラシオいずみはら213 濱川英明
- 5 検査済証番号 平成19年6月22日 N第67号
- 6 工事完了年月日 平成19年6月2日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年7月17日

沖縄県南部土木事務所長 伊 波 興 静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年9月13日 沖縄県指令南土第968号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛1210番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平352番地2丸義コーポレーション202号 砂川恵徹
- 5 検査済証番号 平成19年6月25日 N第68号
- 6 工事完了年月日 平成19年5月30日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年7月17日

沖縄県南部土木事務所長 伊 波 興 静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年5月9日 沖縄県指令南土第471号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛1210番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋1272番地の1ネクストコートみなみ205号 水城幸治
- 5 検査済証番号 平成19年6月27日 N第69号

6 工事完了年月日 平成19年6月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年7月17日

沖縄県南部土木事務所長 伊波興静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年2月22日 沖縄県指令南土第1575号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市字仲井真388番1ほか5筆
- 3 公共施設
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山581番地 仲里健一
- 5 検査済証番号 平成19年6月27日 N第70号
- 6 工事完了年月日 平成19年6月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年7月17日

沖縄県南部土木事務所長 伊波興静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年8月15日 沖縄県指令南土第861号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川445番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字内間二丁目21番28号 安和学治
- 5 検査済証番号 平成19年7月4日 N第71号
- 6 工事完了年月日 平成19年6月21日

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により沖縄県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験を、次のとおり実施する。

平成19年7月17日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内祐司

- 1 試験期日 平成19年11月11日（日曜日） 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
 - (1) 琉球大学千原キャンパス 西原町字千原1番地
 - (2) 沖縄県宮古支庁 宮古島市平良字西里1125番地
 - (3) 沖縄県八重山支庁 石垣市字真栄里438番地の1
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目
 - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題） 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成19年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
 - イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保

護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成19年8月6日（月曜日）から同年9月7日（金曜日）まで。同日の消印があるものまで受け付ける。

イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター

ウ 提出書類 受験願書一式。受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること。

エ 受験手数料 7,000円。受験手数料の納付については、試験案内に記載された方法によること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所等

(ア) 郵送配布

a 配布期間 平成19年8月6日（月曜日）から同年8月31日（金曜日）まで。郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、bのあて先に郵便で請求すること（8月31日必着）。

b あて先 〒100-8779 東京中央郵便局留 財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

a 配布期間 平成19年8月6日（月曜日）から同年9月7日（金曜日）まで

b 配布場所及び受付時間

配 布 場 所	所 在 地	電話番号	配 布 時 間
沖縄県企画部市町村課	那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2134	8時30分から17時30分まで (土曜日及び日曜日を除く。)
沖縄県企画部宮古支庁総務・観光振興課	宮古島市平良字西里1125番地	0980-72-2551	
沖縄県企画部八重山支庁総務・観光振興課	石垣市字真栄里438番地の1	0980-82-3040	
沖縄県行政情報センター北部閲覧室	名護市大南一丁目13番11号	0980-54-0663	9時00分から17時00分まで (土曜日及び日曜日を除く。)
沖縄県行政書士会	浦添市伊祖四丁目6番2号	098-870-1488	

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとする。

(イ) 利用できるクレジットカードは、VISA・Master・UCとする。

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間 平成19年8月6日（月曜日）午前9時から同年9月4日（火曜日）午後5時まで。出願システムは同日午後5時で終了するため、同日午後5時を過ぎると接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので、注意すること。最終日は大変混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問い合わせ先 財団法人行政書士試験研究センター（電話番号 03-5251-5600）

5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状態により必要な措置（点字による受験

等)を講ずることがあるので、受験申込みに先立って問い合わせ先へ相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成20年1月28日(月曜日) 午前9時

(2) 方法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示した後、受験者全員に合否通知書を郵送するとともに、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円